



暮らし

■20歳になったら国民年金
 ◇国民年金は老後だけでなく、障害や死亡のときの保障もあります ◇失業などで納付が困難なときは保険料の免除制度があります ◇学生や30歳未満の人には納付を猶予する制度があります ◇詳しくは国民年金課216-1224が各支所の担当窓口へ

■住宅用地などの固定資産税特例措置
 ◇人が居住することを目的とした住宅用地には、固定資産税の特例措置があります ◇家屋の用途変更(店舗から住居への改造など)、新築・増築などで、土地の利用状況に変更があったときは届け出を ※被災住宅用地にも特例措置があります ◇詳しくは資産税課216-1185、各支所の税務課(係)へ

■家屋の取り壊しや名義変更の届け出
 ◇登記家屋は法務局259-0680、未登記家屋は資産税課216-1181・1182、各支所の税務課(係)へ

■市税の納付は口座振替で
 ◇市税の納付には安心、便利な市税の口座振替を ◇金融機関や郵便局、納税課、各支所担当窓口にある口座振替依頼書で申し込みを ◇コンビニ納付・電子納付もご利用ください
 <納税課 216-1190>

今月の納期
 ◇市県民税 第4期
 納期は1月31日まで

■設置しましたか? 住宅用火災警報器
 ◇6月からすべての住宅の寝室などに設置が義務づけられます ◇安心安全火の用心サポーターが各戸を訪問し、設置の調査、アドバイスをしています



■不適正訪問販売にご注意を
 ◇消防職員や安心安全火の用心サポーターは、住宅用火災警報器の販売やあつせん、電話での調査は行っていません ◇消防職員の名をかたるなどの不適正訪問販売には十分に注意を
 <消防局予防課 222-0970、中央消防署 285-0119、西消防署 254-0119、南消防署 269-0119、消費生活センター 252-1919>

■ワンクリック詐欺にご注意を
 ◇無料占いサイトやゲームサイトを閲覧中に、意図せずにアダルトサイトや出会い系サイトに接続し、高額な料金の請求を受けたという相談が寄せられています ◇身に覚えのない請求は絶対に相手方に連絡しないようにしてください ◇不審に思ったら支払う前に市消費生活センター252-1919や最寄りの警察署・交番へ相談を ◇振り込み詐欺と思われるメールを受信したときは、県警の振り込み詐欺専用アドレス(kp-sousa2@pref.kagoshima.lg.jp)へ転送を



■市結婚相談所で人生のパートナーを
 ◇対象…市内に住むか通勤する人
 ◇相談時間…9時～18時(月曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)
 ◇新規受け付けは16時、閲覧は17時まで ◇場所…中央公民館 ◇登録に必要なもの…サービス版スナップ写真3枚(1人で写っていて、ポーズの異なる2カ月以内に撮影したもの)、運転免許証や保険証など本人確認ができるもの



<市結婚相談所 222-3467>

■市営墓地使用者募集
 ◇墓地…80区画程度(坂元、唐湊、武岡、興国寺、別ヶ迫、万田ヶ宇都) ◇資格…市内に墓地を持たない市民で3年以上に墓を建立できる人 ※申し込みは同一世帯1人 ◇受け付け…1月6日～26日に環境衛生課216-1301が同谷山分室269-8463へ

■北部斎場の式場・通夜室の利用
 ◇使用料…式場は3時間まで1700円、通夜室は24時間まで9300円 ◇通夜・告別式やひつぎの準備は葬祭業者にご相談ください

■副葬品の自粛にご協力を
 ◇ダイオキシン類などの発生を防ぐため、副葬品をひつぎに入れないでくだ

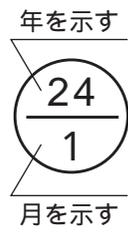
さい
 <北部斎場 238-3636、南部斎場 260-4900>

■まち美化推進団体の募集
 ◇対象…月1回程度、公共の場所の清掃活動を実施する町内会や事業者、学校など ◇支援内容…清掃用具、啓発バスの提供など ◇詳しくは環境衛生課216-1300へ



■計量法における計量器の規制
 ◇業務の中で取引・証明行為に計量器を使用するときには次のことが義務付けられています ①検定証印が基準適合証印の付された計量器を使用する ②2年に1回、計量器の定期検査を受ける ◇詳しくは計量検査所256-5633へ

■子メーターの取り替え
 ◇マンションなどの各入居者の水道・電気使用料を計測する子メーターの有効期限は、水道メーターは8年、家庭用の電力量計は10年 ◇管理者は有効期限内に取り替えを
 <計量検査所 256-5633>



■飲用井戸・貯水槽水道の衛生管理
【飲用井戸】 ◇年1回は水質検査を ◇清潔に保ち、ふたや内部にひび割れがないか定期的に点検を
【貯水槽水道】 ◇水槽内に砂や泥が溜まったり、藻が発生しないように年1回は清掃を ◇日ごろから蛇口のの色、濁り、臭い、味に注意を
 <環境衛生課 216-1300、水道局給排水設備課 213-8522>

■浄化槽の維持管理を適切に
 ◇浄化槽は本来の性能を発揮するために定期的に保守点検や清掃作業を行う必要があります ◇保守点検業者へ委託して維持管理を行ってください ※維持管理は委託費用が必要です
■浄化槽の法定検査
 ◇浄化槽が適切に維持管理されているか、水質などの法定検査を行うことが浄化槽法で義務付けられています ◇指定検査機関の県環境検査センターから法定検査の通知があったときは必ず受検してください ※法定検査は検査料が必要です
 <環境保全課 216-1291>

■上・下水道のアパート料金制度
 ◇アパートやマンションなどの共同住宅の使用水量を均等とみなして料金を

算定する制度です ◇対象…家事用で各世帯に専用の水を使用する設備がある共同住宅 ◇適用後、世帯数に変更があったときは届け出を ◇詳しくは水道局営業課213-8514・8515へ

■水道局用地の短期貸付(一般競争入札)

所在地	面積(m ²)	備考
田上三丁目2967-2	195.93	天神ポンプ所跡地
小松原二丁目4-16	140.17	中塩屋水源跡地
希望ヶ丘町2783-7	184.19	希望ヶ丘配水池跡地

◇申し込み…1月17日までに水道局経理課213-8512へ

■水道局業務委託入札参加資格審査申請の追加受け付け
 ◇対象…平成23・24年度に水道局が発注する入札に参加を希望する法人が個人 ◇業種…地下漏水調査、汚水管調査業務など40業種 ◇受付期間…1月11日～24日 ◇申請書は水道局ホームページからダウンロードできます(水道局経理課でも配布) ※受け付けは水道局経理課で行います
 <水道局経理課 213-8511>

■小規模修繕受注希望者登録受け付け
 ◇対象…市内に本店を有する法人が市内に住所を有する個人で、市、水道局、交通局、市立病院、船舶部が発注する小規模な修繕(発注予定額50万円以下)の受注を希望する事業者 ※市の各入札参加有資格者名簿のいずれかに登録されている事業者を除く ◇登録業種…21業種の中から5業種まで(大工、左官、電気、板金、塗装など) ◇受付期間…1月4日～平成24年1月31日(土・日曜日、休日を除く) ◇申請書は市ホームページからダウンロードできます(契約課でも配布) ◇詳しくは契約課216-1162へ

■かごしま就農・就業相談会開催
 ◇内容…面談方式による就農・就業や研修などの相談、情報提供など ◇対象…農業を職業として考えている人や就農に関心のある人など ◇日時…1月15日(土)11時～16時 ◇場所…かごしま県民交流センター ◇参加は無料 ◇申し込み不要
 <社農農業・農村振興協会 213-7223、農政総務課 216-1334>

■森林整備への助成
 ◇森林の多面的機能を高めるため、森林整備に必要な経費の一部を助成します ◇対象事業…間伐、枝打ち、造林用苗木購入 ◇詳しくは生産流通課216-1341が谷山農林課269-8484へ

分別するとき気をつけましょう

資源物は汚れたままではだめ!

◇プラスチック容器類(お菓子のポリ袋やペットボトルのふたなど)や缶、びん、ペットボトルは、汚れたままではうまくリサイクルできませんので、サッと洗って水気を切って出してください
 ◇洗剤を使って洗う必要はありません。食器を洗った残り水などを利用すれば節水・省エネになります
 ◇汚れを落とせば「ごみ」から「資源」に。できることから始めましょう
 【サンサンコールかごしま 099-808-3333】

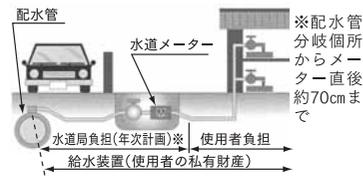


守ろう! ごみ出しマナー

◇市内全域から抽出したごみステーションで、ごみ出しマナーの指導や、ステーションの巡回監視を実施します
 ◇期間 1月12日～3月31日
 ◇ごみの分別、減量化にご協力を
 【清掃事務所 238-0201】

ご確認ください 鉛製給水管

◇平成元年8月以前に工事申請された給水管には、メーター前後などに鉛製給水管が使われているものがあります
 ◇水道局では、平成27年度までに年次的に水道メーターの直後約70cmまでの鉛製給水管の取り替えを行います。その先から蛇口までは、所有者が使用者の負担となります
 ◇家屋の建て替え時や水道局の鉛製給水管取り替え時に合わせて取り替えの検討を
 ◇詳しくは水道局給排水設備課213-8522へ



日常の使用には問題ありませんが、朝一番や長期不在の後に使う水はわずかに鉛が溶け出していることもあります。念のためバケツ1杯程度の水は飲み水以外に使用することをお勧めします



専用水道・簡易水道の鉛製給水管
 ◇鉛製給水管の使用の有無や今後の取替計画はそれぞれの専用水道の事務所や簡易水道の組合へ
 【環境衛生課 216-1300】